給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１号

兵庫県明石市大久保町八木165番地の７
再生債務者　大澤　潤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月９日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再口）第３号

神戸市長田区細田町６丁目１番７―1108号
再生債務者　金谷　由子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年７月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再口）第１号

京都府舞鶴市字引土553番地の８
再生債務者　鈴木　重見
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月９日　京都地方裁判所舞鶴支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年７月18日　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)　長嶋　裕雅、東京都、東京都教育委員会
ア　小学校教諭１種免許状
イ　中学校教諭１種免許状（理科）
ウ　高等学校教諭１種免許状（理科）
(2)　岡本　顕二、東京都、東京都教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（社会）
イ　高等学校教諭１種免許状（地理歴史、公民）
(3)　岡本　顕二、東京都、埼玉県教育委員会、小学校教諭２種免許状
２　失効年月日　平成24年７月９日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

当財団法人福島県文化振興事業団（甲）は、合併により財団法人福島県文化振興基金（乙、住所福島県福島市杉妻町二番一六号）の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年七月四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年七月十八日
福島県福島市春日町五番五四号
財団法人福島県文化振興事業団
理事長　遠藤　俊博

合併公告

当財団法人福島県文化振興基金（乙）は、合併により財団法人福島県文化振興事業団（甲、住所福島県福島市春日町五番五四号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年七月四日に合併後旧主務官庁に認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年七月十八日
福島県福島市杉妻町二番一六号
財団法人福島県文化振興基金
理事長　佐藤　雄平

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年七月六日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年七月十八日
茨城県水戸市緑町１丁目１番１八号
（甲）社団法人青少年育成茨城県民会議
会長　石津　博康
茨城県水戸市緑町１丁目１番１八号
（乙）財団法人茨城県青少年協会
理事長　圷　健男

合併公告

左記会社は合併して、甲はN、丙および丁の権利義務全部を承継して存続し、N、丙および丁は解散することにいたしました。
合併の効力発生日は平成二十四年十月一日であり、乙および丁の株主総会の承認決議は、平成二十四年六月二十一日に終了しております。また、甲および丙の株主総会の承認決議は、平成二十四年六月二十二日に終了しております。
この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.np-g.com/notification/index.html
（N）http://www.np-g.com/notification/index.html
（丙）http://www.np-g.com/notification/index.html
（丁）http://www.np-g.com/notification/index.html
平成二十四年七月十八日
東京都北区王子一丁目四番一号
（甲）日本製紙株式会社
代表取締役　芳賀　義雄
東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
（N）日本大昭和板紙株式会社
代表取締役　岩瀬　広徳
東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号
（丙）日本紙パック株式会社
代表取締役　府川　格
東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号
（丁）日本製紙ケミカル株式会社
代表取締役　八巻　眞覧

合併公告

左記会社は合併して、乙は甲の権利義務全部(乙普通株式一億千六百二十五万四千八百九十二株を含む)を承継して存続し、甲は解散することにいたしました。
合併の効力発生日は平成二十五年四月一日であり、乙の株主総会の承認決議は、平成二十四年六月二十二日に終了しております。また、甲の株主総会の承認決議は、平成二十四年六月二十八日に終了しております。
この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十九日
掲載頁　一一三頁（号外第一三三号）
（N）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十四年七月十八日
熊本県熊本市南区流通団地一丁目四六番地
株式会社クラウンガーデネックス
代表取締役　田口　絹子

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社ヒロ開発（乙、住所沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛三〇一番地）の支店（沖縄県浦添市字経塚四九一番地の二）の全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年七月十八日
沖縄県中頭郡中城村字北浜三七番地一
株式会社ヒロ開発
代表取締役　玉城　廣幸